

奈良県告示第七十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 商号又は名称 青葉不動産株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 桑元 祥二
- 三 免許番号 奈良県知事（三）第三六四一号
- 四 免許年月日 平成二十六年三月二十二日